

事業の概要



■ 一般事業

1. 組合員の取扱う電気用品の共同購買。
2. 組合員の事業についての共同受注。
3. 組合員の事業の用に供するための共同施設の維持ならびに管理。
4. 組合員の事業に関する協定
5. 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入。
6. 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の終結。
7. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。
8. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務。
9. 組合員を対象とする生命保険、損害保険の代理業、及び自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業。
10. 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業。
11. 前各号の事業に付帯する事業。

■ 苫小牧住宅電気補修センター

1. 組 織

センターは、本部を北海道電気工事業協同組合連合会（以下「連合会」という）に、地区センターを各地区電気工事業協同組合（以下「協同組合」という）に設置する。また、地区センター支部を協同組合支部に設置することができる。

■ 事業目的

センターは、北海道電力株式会社及び北海道電気保安協会など関係機関と協力しお客様電気設備の改修及び保安において、適正かつ迅速な処理により、お客様電気設備の保安向上と地域社会への貢献を目的とする。

事業の概要



■ 青年部の構成

■ 目 的

本会は電気工事業を営む青年経営者並びに将来経営者となる者及び経営管理者を以て組織し、会員の研修と相互の連携を強め企業経営の確立と秀でた組合指導者の育成に努め、業界発展に寄与することを目的とする。

■ 活 動 内 容

- (1) 企業経営並びに技術の向上を目的とした研修・研究
- (2) 地域社会に根付いた電気工事業界の発展に寄与する活動
- (3) 部員相互の親睦に関する活動
- (4) その他、青年部の目的を遂行するための関連事業への参画

■ 工事士会の構成

■ 目 的

本会は会員の協力によって電気工事士の業務の進歩改善と品位の保持、技術の向上を図り、電気文化の進歩と併せて広く社会公共の福祉増進に寄与し、会員の教育指導育成を図り、併せて電気工事士の資格取得に努めるを目的とする。

■ 活 動 内 容

- (1) 工事士の社会的地位の向上に関する施策
- (2) 工事士の業務進捗改善に関する施策
- (3) 工事士の技術向上に関する施策
- (4) 電気工事に関する調査研究および普及指導
- (5) 電気工事に関する講習会、展示会、座談会の開催
- (6) 前各号に関する印刷物の刊行ならびに領布
- (7) この他本会の目的を達成するために必要な事業